

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第一部 労働者状態

第三編 労働条件

第一章 賃金

第三節 賃金の労働者種類別、男女別、年令別、学歴別格差

賃金を労働者の種類別にみると(第91表)、まず現金給与総額では生産労働者を一〇〇として、管理、事務及び技術労働者は鉱業一四八、製造業一六三を示している。前年は鉱業一四九であるから格差はいくらかちじまり、製造業は一六二、四であるから多少ひらいてきているとよい。特別に支払われた給与では例年通りその格差はきわめて大きく、鉱業二八〇、製造業二三二となっている。ただし、鉱業は前年度は三〇九であったから格差は縮小傾向にあるとみてよいが、これは危機の状態にある石炭産業において一時金の支払が制限されたことのあらわれであろう。

労働者の種類別の賃金の格差をさらに具体的に第92表によって検討してみると、現金給与総額において、重役クラスは五万円内外(支店、社長は五四、四〇〇円)であるのにたいして、中学卒業後の事務員は五四六〇円であるから、約十倍の格差になることがわかる。一時金を考慮にいとこの格差はさらに拡大してくることはいうまでもない。タイピスト、電話交換手、高等学校卒業一年後の事務員などのクラスの賃金は八〇〇〇円乃至九〇〇〇円であり、重役クラスの賃金とくらべると六倍程度の格差になっている。

合化労連の調査によると、一八才最低八〇〇〇円にみえない企業は、調査対象四三企業中二六企業を数え、したがって最低最高の格差はかなり大きい。すなわち、東庄 最高八〇、二六七円、最低七二〇〇円、格差一一・一倍、東亜 五二、六七〇円、最低七一四〇円、格差七・四倍、高岡 最高四八、三七〇円、最低七六一〇円、格差六・四倍、別府 最高五八、〇〇〇円、最低八八九〇円、格差六・七倍、住友 最高四六、〇七〇円、最低七〇五二円、格差六・五倍などとなっている。

つぎに賃金の男女別格差をみると(第93表)、まず現金給与総額では男子を一〇〇とすると、女子は鉱業四五・〇%、製造業四〇%を示し、前年とほぼ同様の比率を示している。特別に支払われた給与では、製造業において女子が特に低く、男子を一〇〇としてわずかに三四・一%を占めているにすぎない。

学歴別に賃金をみると、(第94表)、教育の水準が高くなるにしたがって賃金が増加しており学歴が賃金に与える影響が大きいことがわかる。小学校、新制中学校卒業のものと旧制新制大学卒業のものとの賃金格差をみると、前者を一〇〇として後者が金属鉱業二二二、第一次金属製造業一五一、紡織業二〇〇となっている。

つぎに勤続年数又は経験年数別に賃金をみると第95・96表、まず事務職員では金属鉱業、第一次金属製造業、紡織業ともに年数がたつにしたがって賃金が増加しているが、このことは我が国の

賃金が勤続の要因に大きく左右されていることを示す。旋盤工の場合もこの点では全く同様の傾向であるが、ただたとえば第一次金属製造業では、六ヵ月未満の賃金と、一五年以上二〇年未満の賃金の格差が事務職員二五四(六ヵ月未満を一〇〇とした場合であるのに、旋盤工は二一五であるにすぎないということは事務職員の方が勤続年数が増加するにつれて賃金増額の比率が高いことを意味するのである。

年令別に賃金をみると(第97・98表)ここでもやはり年令が高くなるにつれて賃金は高くなっているが、しかしピークは事務職員の場合三五才以上四〇才未満(金属鉱業、紡織業)あるいは四〇才以上五〇才未満(第一次金属)であり、また旋盤工においても四〇才以上五〇才未満である。年令がそれ以上になると賃金はふたたび低落の傾向を示している。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
